

2026 年 1 月

オーストラリアにおける各種税務申告期限（2026 年）

2026 年におけるオーストラリアでの各種税務申告期限は以下の通りです。

項目	課税期間	申告期限
法人税 CTR: Company Tax Return	2025年7月1日～2026年6月30日 ・ ATO（オーストラリア国税庁）に申請することで他の決算期の採用も可能	・ 6月決算会社の場合は通常 2027年1月31日 （会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は通常 2027年5月15日 ） ・ 6月以外の決算期を採用している場合は、課税期間終了後 7ヶ月目の15日 （例えば、2026年3月31日終了年度であれば2026年10月15日）
フリンジベネフィット税 FBT: Fringe Benefit Tax	2025年4月1日～2026年3月31日	・ 2026年5月21日 ・ 会計事務所等の Tax Agent を利用する場合かつ電子申告の場合は 2026年6月25日
個人所得税 ITR: Individual Tax Return	2025年7月1日～2026年6月30日	・ 2026年10月31日 ・ 会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は通常 2027年5月15日
消費税 GST: Goods and Services Tax	・ 毎月（年間売上高 20 百万豪ドル以上）または ・ 四半期（年間売上高 20 百万豪ドル未満）	・ 每月納付の場合： 翌月21日 ・ 四半期納付の場合： 翌月28日 （会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は 翌々月25日 ） ※ BAS (Business Activity Statement) のフォームにて申告
給与税（州税） Payroll Tax	2025年7月1日～2026年6月30日	2026年7月21日または28日 （州によって異なる）

(注) 一部は昨年度と同様の取扱いであることを前提とした場合の申告期限を記載しています。

(注) 標準の申告期限が土日祝日の場合は通常、申告期限は翌営業日となります。

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。